

令和 7 年 1 2 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和7年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和7年12月25日（木）午後1時30分から午後4時40分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	4 番	武井 茂善	5 番	中川 敦
	6 番	久保 節夫	7 番	松田 和久
	8 番	河西 穂高	9 番	丸山 茂実
	10 番	矢嶋 壽司	11 番	御子柴清市
	12 番	塩原 秀俊	13 番	田中 悦郎
	14 番	細江 弘光	15 番	塩原 俊昭
	16 番	松尾 英志	17 番	濱 博
	18 番	齋藤 勝幸	19 番	奥原 邦義
	20 番	倉科 孝明	21 番	塩原 至
	23 番	二村 喜子	24 番	上條信太郎
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 8人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推5 番	百瀬 文仁	推8 番	石川 克彦
	推14 番	原口 知明	推15 番	平林 章司
	推16 番	丸山 貴久	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	22 番	古畑 英俊		
(2) 推進委員 10人	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推6 番	赤羽 武史	推7 番	上杉 壽和
	推9 番	横山 竜大	推10 番	手塚 稔幸
	推11 番	中野 浩史	推12 番	横山 泰治
	推13 番	清水 麻未	推17 番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第204号～第209号）

イ 所有権移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第210号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第211号～第213号）

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第214号）

オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第215号～第221号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
- エ 農地法第 4 条の規定による届出の件
- オ 農地法第 5 条の規定による届出の件

(3) 協議事項

令和 7 年度違反転用への対応について

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 令和 7 年度第 2 回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- イ 地域未来投資推進法による松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- ウ 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（非農地決定済土地の農用地区域からの除外）

(2) 報告事項

- ア スマート農業推進施策に係る専門的調査について
- イ 令和 7 年度第 3 回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和 7 年度第 3 回青年等就農計画の審査結果について
- エ 令和 7 年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 事	丸山 裕子
		//	主 事	西森 朋恵
	農 政 課		課長補佐	川村 昌寛
		//	主 査	望月 優
		//	主 任	望月 敬弥
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	依田 光洋
	議会事務局		次長補佐	中田 雅基
	松本農業農村支援センター	主 査		山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 10番 矢嶋 壽司 委員

11番 御子柴清市 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めます。

初めに、議案第204号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元委員の説明を求めます。

まず、百瀬委員。

百瀬農業委員

1番の〇〇ですけれども、これ、〇〇にある就労継続支援A型の事業所ということで、障害福祉サービスの1つとしてやっている会社です。指導員の〇〇さんと面談をしましたけれども、栽培予定はパセリ、それで障害者と一緒にやるということですのでけれども、パセリの栽培の経験はなくて、それで農協の洋菜部会に協力してもらってやるということで、今後、栽培面積を増やしていきたいというような意向でしたので、問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、2番、丸山委員。

丸山農業委員

〇〇さんですが、内田の隣の松原に住まれていて、農地にも近くて、自家用野菜を中心として栽培をするということで話を聞きました。特に問題ないと思います。

以上です。

議長

続きまして、3番、倉科委員。

倉科農業委員

ちょっとこの案件、いろいろ経過がございまして、ちょっとお時間頂戴します。

今回、〇〇の方ですけれども、〇〇さん、新規就農されたということで、面談させていただきました。〇〇さんは、市内の沢村で家族によりまして〇〇を経営されているとのことです。今回農業をやりたいという希望がありまして、梓川地区の農地を借りて水稻栽培を始めたいというふうなお話でございました。そうしたところ、経験や知識は全くありませんで、仕事仲間であります近所の〇〇の方、この方は一応農業をしていらっしゃる

ということで、その方に指導してもらって作業をするというお話でした。

手持ちの機械は、今回中古のコンバインを30万円ほどで買ったということでありましたが、それ以外のトラクター、田植機、軽トラもお持ちではありません。この状態で春作業を迎えるということは困難と思いましたが、地元のJAに指導をお願いしたいという話を取り付けるとともに、組合員になっていただいて、春の苗の入手を確保するとか、いろいろなことが課題としてありますよというお話をさせていただきました。

今回借りる農地をもともと耕作されておりました〇〇に春作業の作業期間ということで協力いただけないかという打診をさせていただきまして、一応の了解を得たところです。

本日、その後の経過を確認しましたところ、本人に確認したところ、別の農家の方に作業をお願いするというところで話は進めていますという返事でした。

本来、こういった仕事をされている中で、この農地を借りるということにつきましては、手続の書類を作るということは簡単にできたのだと思いますけれども、全く未経験の方が1ヘクタール近い農地を耕作するというところで、かなり厳しいものがあると思います。

必要に応じて関係者に協力を依頼するとともに、耕作が適正に行われていくよう、今後の営農状況を注視したいと考えておりますけれども、将来的には、今回借り受ける農地を購入するという希望でもともといたということでお話を伺っておりますので、農地転用ですとかそういったものは、この場所では基本的にはできませんよというお話は2回ほどさせていただきました。

議 長 続きまして、事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第204号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件です。

1ページから7ページまでとなります。

1ページから7ページ、合計のみ7ページで申し上げます。

7ページ、筆数303筆、貸付人166人、借受人117人、権利設定面積50万1,750.93平米となります。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、農地関係の議案については、農業委員の方が対象です。
議案第204号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第205号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定によりまして、中川委員には退室を求めます。

(中川農業委員 退席)

議長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 8ページとなります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積974平米となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第205号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
中川委員の入室を求めます。

(中川農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第206号 農用地利用集積等促進計画案について意見

聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室を求めます。

（濱農業委員 退席）

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 ８ページの中段になります。
議案第２０６号、合計のみ申し上げます。
筆数２筆、貸付人１名、借受人１名、権利設定面積３，８１０平米となります。
以上です。

議 長 ただいま説明に対しまして委員の意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第２０６号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
濱委員の入室を求めます。

（濱農業委員 入室）

議 長 続きまして、議案第２０７号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、塩原秀俊委員には退室を求めます。

（塩原（秀）農業委員 退席）

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 8 ページ下段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数 1 筆、貸付人 1 名、借受人 1 名、権利設定面積 2, 0 5 6 平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないので、集約します。
議案第 2 0 7 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
塩原秀俊委員の入室を求めます。

(塩原(秀)農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 2 0 8 号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も同様、丸山委員には退室を求めます。

(丸山農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 9 ページお願いいたします。
合計のみ申し上げます。
筆数 2 1 筆、貸付人 6 名、借受人 1 名、権利設定面積 2 万 2, 6 4 1. 2 7 平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第208号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
丸山委員の入室を求めます。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第209号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も同様、山田委員には退室を求めます。

(山田農業委員 退席)

議長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 9ページ下段となります。
議案第209号、合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積6,571平米です。
説明は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして質問等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第209号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。

山田委員の入室を求めます。

(山田農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 2 1 0 号 所有権移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 1 0 ページお願いいたします。
合計のみ申し上げます。
件数 1 件、筆数 1 筆、合計面積 3, 9 2 6 平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第 2 1 0 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第 2 1 1 号から 2 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件、3 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料にお戻りください。総会資料の 1 ページとなります。
農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第 2 1 1 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第 2 1 2 と 2 1 3 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
以上 3 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長

地元委員の意見を求めます。

まず、211号、今井です。

4日前、横山推進委員と2人で現地を確認し、〇〇さんと面談をしました。自宅の道を挟んだ反対側の西側でありますし、兼業農家なのですが、ずっと自家用野菜を作っていたらっしゃるということで、問題ありませんし、きれいに耕作されていたことを確認しております。

続きまして、212号、奥原委員。

奥原農業委員

先日確認しましたところ、地主、〇〇さんが病気で、土地をどうにかしてくれないかということで、隣の〇〇さんが、高齢な方ですが、元気な方で、やるということで、今もうきれいになっていましたので、問題ありません。

議 長

続きまして、213号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員

場所的には〇〇と〇〇のちょうど中間ということで、国道158号沿いがあります。先日、〇〇さんと話し合いまして、〇〇さんは〇〇県ということで、こっちに来られないということでもあります。それで、〇〇さんの家の隣の土地でありますので、今年も農地保全を〇〇さんがしておりましたので、別に問題ないかと思います。

以上です。

議 長

それでは、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、3件について、一括して集約します。

農業委員に聞きますが、議案第211号から213号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第214号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程します。

事務局から説明を求めます。

西森主事

議長。

議 長

西森主事。

西森主事 農業委員会事務局の西森です。
議案書の２ページをお願いいたします。
農地法第４条の規定による許可申請承認の件についてご説明をいたします。
以降、着座にて失礼いたします。
議案第２１４号、転用目的は住宅です。やむを得ないものとして追認申請
となっております。
以上、こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんがご自身所有の農地２筆、３００平米を宅地として転用を
行うものであります。場所は、位置図資料の地図を見ていただきますと、
〇〇という地区の集落内にありまして、主要地方道塩尻鍋割穂高沿線の〇
〇の北側に２００メートルぐらい行ったところになります。場所がちょう
ど主要地方道が大きく南から来て西側にカーブをする、そのカーブのちょ
うど内側といったような場所になります。写真も２枚ありますけれども、
それぞれが隣接している筆であります。当該農地につきましては、
昭和６０年頃の道路拡幅工事によりまして、その大半が公共用地として買
収され、残地となっていた狭小不整形な土地であります。農地としての利
用は難しい状態でありましたけれども、当時の所有者が農地法上の手続の
認識がないまま宅地への進入路、それと倉庫の一部として利用してしまっ
ていたものであります。今回相続され、土地境界を確認したところ、違反
事実が判明したため、これを是正するものでありまして、本件における追
認はやむを得ないものと考えております。なお、周辺の農業に与える影響
はないものと考えております。
以上です。

議 長 次に、現地確認した委員の意見を求めます。
丸山委員。

丸山農業委員 先日見させてもらいましたが、今言われたように、３００平米ということ
でありますので、特に他の農地への影響等はないと考えます。

議 長 それでは、委員の意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議 長 意見等ないようですので、農地法第４条の規定による案件、１件について

集約します。

農業委員に聞きますが、議案第214号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第215号から221号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書の3ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。
議案第215号、転用目的、資材置場・駐車場です。農振除外済みです。
議案第216号、転用目的、建て売り住宅です。
議案第217号、転用目的、特定建築条件付土地です。
議案第218号、転用目的、住宅用地です。
議案第219号、転用目的、砂利採取の一時転用です。
4ページへ移ります。
議案第220号、転用目的、農家分家住宅です。
議案第221号、転用目的、農家分家住宅です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
215号、松尾委員。

松尾農業委員 この場所は、国道19号沿いです。位置図資料の写真は北側から見ている
写真ですが、手前が水田です。2筆あるのですが、今までずっと耕作されずに来まして、農地の除外をされていると、農地除外をされている
土地でございます。確認しましたところ、これから埋立てをして、公図を
見ていただきますと、公図上の、公図に基づいた形で地盤を上げまして、
具体的な形でそこに資材置場を造る、車庫にすると、自動車置場というこ
とでやるそうです。図面を拝見しますと、公図上、浸透ます等もしっかり
設計されていますし、そのようにすれば、下側の、北側の田んぼへの影響
は少ないかというふうに考えております。ですから、今回の場合は、こう
いう状況だということでもあります。ですから、致し方ないというふうに考

えております。

以上です。

議 長 続きまして、216、河西委員。

河西農業委員 建て売り住宅を3棟造るという案件になります。これ手がけている会社ですけれども、〇〇でもしっかり仕事をして、特段問題等起こしてない会社です。総合的に考えて、あんまり問題はないと思います。日当たりだけちょっと隣の畑にかかるかな。東からの日が多少影になるかもしれないというのは思いましたけれども、南からは問題なく当たるので、大丈夫かなと思います。

以上です。

議 長 続きまして、217号、218号、219号、倉科委員。

倉科農業委員 議案第217号ですけれども、〇〇が特定建築条件付で住宅5軒を建設する予定です。〇〇さん所有の農地を1筆、1,209平米を所有権移転により転用いたします。場所は、〇〇がありまして、その南側の県道を挟んですぐ南側の土地ということで、第3種農地であります。当該農地は、北側、西側が道路、西側が宅地に囲まれておりまして、ちょっと不整形な形をしておりますので、利用度は低く、周辺の農業に与える影響は少ないことから、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

続いて、議案第218号ですけれども、これも217号と隣接する農地でございます。こちらは〇〇さんが住宅敷地拡張のため、同じく〇〇さんの農地1筆、56平米を所有権して転用するものであります。今回、自宅の隣で住宅の建設があるということを知りまして、ちょっと手狭でありましたご自身の自宅の敷地拡張のため購入を打診したところ、承諾が得られたということで、今回の話でまとまりました。こちら周辺に与える影響はないことから、本件における転用はやむを得ないものと考えてございます。

続いて、219号ですが、こちらは〇〇が砂利採取のため、〇〇さんほか2名所有の農地4筆、7,785平米を賃貸借権の設定をして一時転用するものでございます。場所は主要地方道環状高家線にあります〇〇、こちらを北側へ渡ったところをすぐ西へ入りまして500メートルほどの地点になります。周り水田地帯の中の一角ということでございまして、こちらは一時的転用でありまして、全ての関係者からの同意も得られております。本件における転用は、これもやむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 続きまして、220号、221号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 220号につきましては、位置図資料の地図を見ていただきまして、〇

○から西側に300メートルぐらいのところでございます。写真等を見ていただくと、周りが住宅、また手前側に道がありまして、その向かいが花のハウスということで、日射等につきましては、北側ですから、別に問題ないということで、農家分家ということで、○○さんからお孫さんに建てるということで、お母さん等は○○市に暮らしておりまして、○○さんももう年寄りで、農業をやっていく上で、手伝っていただく方がいないということで、お孫さんに手伝っていただきたいということで、農家住宅を建てるということでありますので、別段問題ないかと思います。

それと、221号であります。場所的には○○の近くということで、○○さんと○○さんは姉弟でございます。それで、○○さんからお姉さんに農家分家を建てていただくということで、場所的には、道を挟んで左側がみんな○○さんの農地であります。そして、手前のほうに住宅があるということで、別段、いろいろほかの農業に関わる問題はないかと思しますので、やむを得ないかと思っております。

以上です。

議 長

次に、現地確認した委員の意見を求めます。

215号から217号を丸山委員、218号から221号を河西委員。

丸山農業委員

215号ですが、位置図資料の写真のとおり、北側のほうに水田が広がっていきまして、西側のほうは道路になっています。ということで、特に大きな影響はないかと思っています。

216号ですが、住宅を建てるという件ですが、宅地に囲まれていて、また宅地と道路に囲まれていて、他の農地への影響はないものと考えます。

あと、217号ですが、建て売りで住宅を建てるという件ですが、こちら三方を道路に囲まれていて、あともう一方は家が建たっているということで、特段周辺農地への影響は少ないかと思います。

河西農業委員

218号、住宅ですね。何かとても狭いところに住宅を造るのだなと思ったけれども、特段問題はないと思います。

219号、砂利採取、これはいつもの○○さんですね。大丈夫だと思います。

220号、農家分家住宅ですね。これもほかの農地に与える影響もそんなにないかというふうに見てきました。

それから、221号ですが、転用して農家分家住宅を作った後に残る残地の農地が非常に不整形な形で、何かその残地を見ると、ちょっともうちょっと効率的に造ったほうがいいのではないかなという感想を持ちました。ただ、ほかの農地等に与える、その他の農地に与える影響等は特になくはないかと思います。

以上です。

議 長

続きまして、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、7件について、一括して集約します。

農業委員に聞きますが、本件について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することを決定します。
続きまして、議案第222号から226号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、5件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書5ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第222号、井川城にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第223号、同じく井川城にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
6ページへ移ります。
議案第224号、征矢野にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第225号、同じく征矢野にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
7ページへ移ります。
議案第226号、神林にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
222号から225号までを百瀬委員。

百瀬農業委員 222号と223号は同じ土地で、ご夫婦だと思いますけれども、被相続人の方は1人でしたけれども、半分半分で所有されているということで、場所は国道19号から東側に入ったところで、〇〇の北側になります。市街化の農地ですけれども、ネギとか、それから葉物野菜を栽培されておられまして、農業を営んでいるということを確認いたしました。
それから、続いて224号と225号ですけれども、これも同じ1人の被相続人の方から2人に相続された案件です。それで、224号と、それか

ら 225 号の田んぼに当たるところは一固まりになっているまとまった農地、集団というか、集まっていたけれども、ここの田んぼはきれいに秋起こしされておりまして、田んぼであるということを確認いたしました。

それから、225 号の畑ですけれども、これは自宅の前にあるところなのですけれども、納税猶予を受けている部分については、農業をやっているということは確認できました。

以上です。

議長 続きまして、226 号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 現地はとてもきれいになっておりまして、それから中もしっかり耕作されていたので、大丈夫だと思います。

議長 ほかの委員で本件について意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから本件を一括して集約します。
議案第 222 号から 226 号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局からアからオについて一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料の 8 ページからご覧ください。

まず、8 ページ、非農地証明交付状況の件、6 件、9 ページから 10 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、11 件、11 ページお願いいたします。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、8 件、12 ページお願いいたします。農地法第 4 条の規定による届出の件、2 件、13 ページから 19 ページまでになります。農地法第 5 条の規定による届出の件、31 件となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりとなります。
続きまして、協議事項に入ります。
協議事項、令和7年度違反転用への対応について、事務局から説明を求めます。

西森主事 議案書20ページをお願いいたします。
令和7年度違反転用への対応についてです。
該当地区の委員の皆様については、本日、違反転用または違反転用が疑われる農地の調査についての依頼を開会前にお渡ししております。該当のない委員の皆様にはお渡ししていませんので、ご承知おきください。
この調査は、昨年度に引き続き違反転用とされている農地や、本年度の農地パトロールにて新たに判明した違反転用と思われる農地についての確認をしていただくものです。
なお、農地パトロールの際にタブレット端末に写真データを保存していただきました方につきましては、写真が共有できておりますので、改めての写真の撮影は不要です。
実施方法については、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆様とも連携していただき、写真未撮影の委員の皆様は、該当農地の写真撮影をお願いいたします。
また、全ての委員さん共通ではありますが、可能な範囲内で違反転用地の所有者、行為者への聞き取りを行っていただきたいと思います。
実施方法について何か不明な点がございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思ひます。
なお、報告期限は来年の総会日である1月30日としております。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの件について意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、事務局説明のとおり対応願ひます。
農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩としますが、再開は14時35分とします。

(休憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、協議事項、令和7年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 農振を担当しております農政課農業政策担当の望月と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項6－（1）－ア、令和7年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

では、別刷りになっております「松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料の1ページ目をご覧くださいと思います。

まず、（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は重要変更が15件です。内訳は、農家住宅3件、農家分家1件、その他が11件の計15件をご協議いただきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

（2）経過は、資料に記載のとおりで、今年の10月31日から11月14日までの申出を受け付け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくことになりました。

（3）今後の予定につきましても、資料に記載のとおりでございます。県の事前協議、県同意を経て、除外完了公告と申出者への通知等を予定しております。

なお、2月下旬に軽微変更公告との記載がございますが、今回、軽微変更の案件申出はございませんでした。

以上でございます。

議 長

ただいま説明がありました。

質問、意見等ある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

特にないようですので、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料3ページご覧ください。

整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振ってあります。一番下には別冊の変更申出位置図のページが記載してありますので、

併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

まず、農家住宅３件です。

資料３ページご覧ください。

番号１、〇〇、農業後継者の別棟住宅です。申出者は現在、県外に勤務していますが、将来的には松本市勤務となる予定です。２人目の子供が生まれ、現在の借家では手狭であることや、妻の両親が高齢となり農業の手伝いが必要なこと、農業の手伝いをしながら子育てをするには妻の実家に近い場所である必要があることなどから、妻の実家の一部に住宅を建てることを計画しました。妻の実家の周辺で土地を検討しましたが、条件に合う土地が見つからず、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは、妻の父親の所有地のみだったことから、当該地が選定されました。以上により、農業後継者の別棟住宅として、田、４９６平米のうち３００平米を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号２、〇〇、農業後継者の別棟住宅です。申出者は市内のアパートに妻と暮らしていますが、将来子供が生まれた場合、手狭になることや、高齢となる両親の面倒を見ること、農業を引き継ぐことなど将来のことを考え、実家の近接地に家を建てることを計画しました。実家の周辺で土地を探しましたが、条件に合う土地は父親所有の当該地のみだったことから、農家住宅として１，２８４平米のうち３８５平米を分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号３、〇〇、農家住宅です。申出者は現在、市内のマンションに妻と子の３人で暮らしていますが、子供が成長したり家族が増えた場合、手狭になることが予想されることや、農業経営の規模の縮小を考えている祖母から一部農業を引き継ぐことなどから、耕作地周辺で一戸建ての住宅の建築を計画しました。耕作地周辺で条件に合致し、所有者の同意を得られたのは、祖母が所有する申出地及びそこに隣接する白地農地のみでした。以上により、農家住宅として、畑、４５２平米のうち１２８．１０平米を分筆、転用したいとするものです。

以上、農家住宅３件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ただいま農家住宅３件についての説明がありました。
地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

全体を通じまして質問、意見等ある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。
農家住宅３件、８１３．１０平米については、やむを得ないと集約したい

と思いますが、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、農家住宅3件については、やむを得ないと集約いたします。
 続いて、変更案の協議に入ります。農家分家変更案の協議に入ります。
 最初に、農家分家について説明をお願いいたします。
 望月さん。

望月（農政課）主査 続きまして、農家分家1件でございます。
 資料4ページをお願いいたします。
 番号4番、〇〇、農家分家の離れの増築です。申出者は家族3人で農家分家の離れに住んでいますが、子供が成長し手狭になってきたことから、住宅の増築を計画しました。増築計画であることから、既存敷地の隣接地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは、いところが所有する当該地のみでした。以上により、農家分家の離れの増築として、畑、78平米を転用したいとするものです。
 以上、農家分家1件の説明終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 それでは、塩原俊昭委員、何か補足ありますか。

塩原（俊）農業委員 ありません。

議長 全体を通じまして皆さんのほうから何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
 農家分家1件、78平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、農家分家1件については、やむを得ないと集約いたします。
 次に、その他について説明をお願いいたします。
 望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、その他の説明をさせていただきます。

その他では、一般住宅から公共事業まで計11件をご説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

番号5、〇〇、一般住宅の追認です。申出者は令和6年に申出地及び隣接の宅地を相続しました。相続手続の中で、宅地にある住宅が申出地にはみ出していることが判明しました。住宅には申出者の母親が現在も居住しており、生活していくためには必要であることから、追認にて違反状態を是正するため、畑、663平米のうち230.67平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号6、〇〇、一般住宅の追認です。案件番号2の件の計画のために調査をしたところ、申出地の隣地である〇〇に居住している申出者の住宅敷地が申出地にはみ出していることが判明しました。住宅は申出者の亡き父親が建てたものであり、違反転用の経過は不明ですが、はみ出しているタイヤ置場及び駐車スペースは、申出者が生活していく上で必要な施設であることから、追認にて違反状態を是正するものです。以上により、畑、1,284平米のうち142平米を分筆、転用するものです。

続きまして、番号7、〇〇、一般住宅の追認です。申出者の子が申出地林地の申出者が居住している住宅敷地に別棟住宅の建築を行うための調査を行ったところ、母屋及びカーポートが申出地にはみ出していることが判明しました。施工業者が現在は存在せず、違反転用となった経過は不明ですが、母屋及びカーポートは申出者が生活していく上で必要な施設であることから、追認により違反状態を是正するものです。以上により、畑、1,124平米のうち45.94平米を除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

番号8、〇〇、〇〇、駐車場です。申出者はデイサービスセンターを営んでいます。事業拡大に伴い従業員も増えていますが、駐車場が不足しています。今後事業を拡大し、従業員を増やすことも難しい状態となっていることから、駐車場の拡張を計画したものです。社員の安全や盗難、破損等の被害を考慮し、施設周辺で適地を検討しましたが、申出地は条件に合致し、所有者の同意を得られたことから、申出地を選定したものです。以上により、田、554平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号9、〇〇、駐車場です。申出者は食品卸売業を営んでいます。事業拡大に伴い、業務用の車両や従業員駐車場を敷地内に止めることができず、事業所から離れた月ぎめの外部駐車場を利用していますが、立ち退きのリスク回避や業務効率の改善及び労働環境の改善のため、駐車場の集約を計画しました。計画の目的達成のために事業敷地の隣接地で検討しましたが、所有者の同意が得られたのが当該地のみであったため、駐車場として、田、3,890平米を除外し、転用したいとするものです。

なお、地区農振協議会から、当該地の地下にある暗渠の用水パイプに配慮した計画とすることにしてほしいという意見がありました。申出者からは、詳細設計の段階で土地改良区と協議を行うということの旨の回答をいただ

いております。

また、車の出入りが激しくなることで、農道としての利用に支障を来すことがないように配慮してほしいという意見がありました。申出者からは、農業車両の通行には配慮する旨の回答がありました。

また、計画外の施設は設置しないでくださいとの意見もありましたが、申出者からは、駐車場以外の施設は設置しませんということで回答ありましたので、ご報告いたします。

続きまして、番号10、〇〇、〇〇、〇〇、駐車場です。申出者は工業用のガスの製造販売を行っております。現在、ローリーの駐車場や従業員駐車場が不足しており、遠い場所に駐車場を分散して借りていますが、事業の非効率化や従業員の負担となっています。また、事業拡大によるローリー車の増車も予定していることから、駐車場の増設を計画したものです。駐車場を増設する趣旨を踏まえ、事業所の隣接地で検討しましたが、所有者の同意を得られたのは当該地のみであったため、駐車場として、田、4,629平米を除外し、転用したいとするものです。

本件につきましては、地区協議会から、浸透ますの設置について意見がありました。申出者からは、集水ます等で集水の上、大型の浸透ます1か所で処理をするということで事業の計画の提示がありました。

また、水路に砂利が落ちないようにという対策を求める意見もありました。申出者からは、擁壁を設置するというで回答をいただいております。

また、盛土により地盤が脆弱にならないようにとの意見がございました。申出者からは、現在のところ盛土は予定していないという旨の回答がありました。

また、水路の付け替え工事に係る湧水についても指摘がありました。この点につきましても、申出者からは留意しますということで回答をいただいております。

続きまして、7ページです。

番号11、〇〇、〇〇、〇〇、資材置場の追認です。申出者は申出地の前所有者から申出地を借りて資材置場として使用してきました。申出者が利用を始めた時点で既に違反状態でしたが、前所有者から当該地を相続しました現所有者より申出地は農地である旨の連絡を受け、違反状態を知ったというものです。移転による是正も計画しましたが、所有者から同意を得られた適地がなかったことから、追認により違反状態を是正するものでございます。以上により、田及び畑、1,523平米を除外し、転用したいとするものです。

本件につきましては、地区協議会より、隣接する水路に影響がないようお願いしたいとの意見があり、申出者からは、水路周辺環境整備を心がけるとともに、周辺農業者への配慮をしますという回答がありました。

また、今回違反転用ということで、てんまつ書の添付があったわけですが、てんまつ書の内容がちょっと分かりにくく、整合性に欠けるのではないかという意見がありました。今後は、てんまつ書の精査を市としましても徹底して行うということとともに、分かりやすい申出書類となるよ

うに配慮してまいりたいと思います。

また、原状復帰してからの申請が本来筋ではないかというような意見がありました。これにつきましても、本来ご意見のとおりで、違反転用については、原状復帰というのが原則ではございますが、本件につきましては、農業委員会と県とが協議をいたしまして、関係法令等に照らしまして、追認もやむを得ないということで判断したというものでございますので、ご理解いただけたらと思います。

また、町会加入のお願いということもございました。こちらにつきましては、申出者にお伝えしまして、対応をお願いしたところでございます。

あと、誓約書の内容、この計画内容以外のことはしないという誓約書なんですけれども、こちらについても遵守してくださいということでご意見いただいておりますので、そちらにつきましても申出者にお伝えをして、対応をお願いしているところでございます。

続きまして、番号１２、〇〇、〇〇、通路です。申出者は申出地の隣接地で貸し事務所を営んでおります。申出地は敷地への進入路となっています。貸し事務所への接道は狭く、申出地を進入路として使用していました。前所有者は失踪したため、なぜこのような状態で使用されていたのかといった経過につきましては不明ではございますが、貸し事務所の営業のためには必要な通路であり、ほかにも代替地がないことから、追認により是正を行うものです。以上により、申出地、田及び畑、７５平米を転用したいとするものです。

続きまして、番号１３、〇〇、通路です。こちらにつきましても、案件番号２の農家住宅の計画のために調査をしましたところ、申出地の隣地である〇〇に居住している申出者の住宅敷地への進入路が申出地にはみ出していることが判明しました。申出者ははみ出していることに気づかず長年利用していましたが、申出者が生活していく上で必要であることから、追認にて違反状態を是正するものです。以上により、畑、１，２８４平米のうち１７平米を分筆、転用するものです。

続きまして、８ページ、公共事業となりますが、案件番号１４、〇〇、駐車場です。申出者である上下水道局は、今後庁舎の改修工事や広域化による職員増などが予定されていることから、駐車場スペースが不足することが予想されています。当該施設の周辺で駐車場の増設を検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのが申出地のみでした。以上により、田、６４６平米を除外し、転用したいとするものです。

なお、本件につきましては、青地のまま開発が可能な公共事業であることから、松本市農振協議会で可決後、除外をせずに事業に着手し、次回の総合見直しにおいて除外をする予定です。

続きまして、番号１５、〇〇ほかです。駐車場です。申出者である松本市は、令和１０年の国民スポーツ大会の開催に向け施設の整備を行っています。会場となることが予定されている浅間温泉庭球公園は慢性的な駐車場不足となっていることに加え、大会の円滑な運営のためにも駐車場不足が大きな問題になっていることから、駐車場の増設を検討しました。周辺の

場所で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは申出地のみでした。以上により、田、1万1,257平米を転用したいとするものです。

なお、本件につきましても、案件14と同様、青地のまま開発が可能な公共事業であることから、松本市農振協議会で可決後に、除外をせず事業に着手し、次回の総合見直しにおいて除外をする予定です。

以上、その他11件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

すみません、公共事業は別として、9件プラス2件といたしますので、審議、そういった段取りで進めます。

それでは、ただいま9件について説明がありました。

地元の委員の方で補足説明ありましたら、お願いします。

塩原委員。

塩原（秀）農業委員 この地図9ページのところの神林の駐車場の関係なんですけれども、ここは梓川の本線が通っているんで、必ず緑地帯にするとかということで、駐車、もしもの事故が起きないようにしていただきたいというのは、多分恐らくここで事故起ると、神林から始まってかなり面積、何十ヘクタールというところに水が行かなくなってしまうので、大変な事態になる。もしそういう大変な事態になったときは、当然弁償も考えなきゃいけなくなると思うんだけど、会社潰れるくらいのことじゃ済まないと思うんで、そういうことだけは重々に、改良区と協議することになっているけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

議 長

望月さん、これ、再度地区審の内容についても併せてお願いします。9番。

望月（農政課）主査 9番の地区協議会からご意見いただいた件かと思います。

申出者と土地改良区の間で覚書が交わされておりまして、実際に詳細設計する際には、詳細を協議して決めるということで覚書が交わされておりますので、その覚書に沿って対応するというところで回答いただいておりますので、お願いいたします。

議 長

塩原さん。

塩原（秀）農業委員 ちょっともう一点ですけれども、洗車場は造らない、洗車機は置かないというふうに先ほど言ったけれども、これを守ってもらわないと、汚水といえは汚水ですけれども、洗車した場合には、いろいろな油とかそういうの出ますので、それが、ここ、周り見てもらうと農地になっていますので、それが農地のほうに入っていくと大変なことになる。そこら辺もちょっと確実におさえていただくようお願いしたいと思います。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 その点につきましても、申出受付の段階で、駐車場以外の施設、設置することはないかということで確認させていただいておりまして、そういった予定はないということで回答いただいております。重ねて今回、地区協議会からもそういったご意見もいただいているということで、申出者のほうに確認を、本当に大丈夫かということで確認はさせていただいております。そういったことは予定といいますか、今後も予定はないということで回答をいただいているということでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

地区審で出てきた内容については、それ、確認済みということと、先ほど協議会をつくって協議するというのは、やはり地域の方と当該事業者と協議をした中で、文書を作って確認するというような理解でいいんですか。

望月（農政課）主査 覚書。

議 長 はい、覚書。

望月（農政課）主査 すみません、ちょっと私、ちょっと言葉を間違えていたかもしれないんですが、すみません、事業者と土地改良区ですね。土地改良区との間で覚書を交わしているということでございます。きちんと詳細の設計する際には、土地改良区と協議をしながら詳細を設計するという覚書を交わしているということでございます。

議 長 よろしいですか。そういうことで、覚書をお互いに、土地改良区と当該事業者と覚書を作って、それを交わしながらやる。洗車場については、そういうことで担保するということだそうです。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 これ、11番ちょっと、もうちょっと整理してくれない。
まず、細江委員。

細江農業委員 11番の新村の件ですけれども、これ、ずっと私も違法転用で前任者から引き継いでやってきたわけですが、もう何十年かたっていると思うんです。それで、税制上は、これ、こういう違反転用というのはどうなっているわけですか。固定資産税とかそういうのは、違反転用の場合はどうなっているか。

議 長

その辺はともかく、地区審のあれですかね。先ほど、今、望月さんがそれぞれの中で違反転用の中で経過してきたと。それがここへ来て農振も追認ということで書類上がってきて、その地区審で経過をしてもらった。農振でやってもらったと。

それでこういうことですが、先ほど述べられた内容については、そういう理解ですか。新村の農振としての対応。

細江農業委員

新村の農振というか、もう何十年も現状違法状態になっておるんで、周りの地区の、下新北という地区なんですけれども、この地元の町会で、その意向が一番重要だということで、その時点では、ちょうど町会長さんとか来ていなかったもんですから、後日町会を開いて、下新北の町会で検討してもらって、さっきした地区の意向ということになったと思うんですけれども、今までずっとそういう状態に来て、ここに来て、どういうことで申請になって、県とか今まで指導したりいろいろいきさつの中で、今、今回どうしてこういうふうな形になったかということもよく分からないというか、もうちょっと説明していただきたいのと、さっきてんまつ書を私も読みましたけれども、もう世代が交代、昔のことは分からないという、そんな形のてんまつ書だったもんですから、それで通るのかなというところが非常に、もうちょっと説明をお願いしたい。

議 長

細江さん、ありがとうございます。

基本的には、今お聞きした中では、ずっと違反転用で来ていたと。それで、我々もそれぞれ農業委員会としても、農業委員としても指導に関わりながら来ていたのに、今ここになって農振除外の申請が来て、何でここで認められるかということが基本的にちょっと分からない。その経過について、我々、追認はしかるべき申請の時点で、これも入っていれば、当然その時点で農振除外になるってということなら、我々、4条、5条それでオーケーだよという追認ということもあるんですけども、この農振のこれ自体の経過と内容について、もう少し知りたいということで、望月さん、いいですか。

望月（農政課）主査 追認、違反転用の件から追認に至った経過ということかと思うんですけれども、一番今回この話が動き出したというのが、1つには、相続によって所有者さんが替わったというところの中で、前向きに違反転用に対して対応してくださるようになったというのが1つあるかなと思っております。

経過としましては、〇〇さん、今の申出者から借りたタイミングとしては、平成30年ということになっております。その後、5条申請が前提ということで、仮登記が令和元年に入っておりまして、その後、令和3年に元所有者の方が他界されているという、ちょっとそんな経過になっております。

今回、現在の所有者の方から、その〇〇さん、申出者のほうがここ、実は農地だということで連絡をいただいた中で、是正をしていかなくてはいけ

ないというようなことで、今回こういった申請をいただいたというような、そんなふうには伺っております。

なので、どうしてここでというところになると、なかなかあれなんですけれども、やはり今、違反状態はよくないということで、何としても是正をしたいというようなところで、申出者の方から是正の申出をいただいたというふうに理解をしておるところです。よろしいでしょうか。すみません。

議 長 はい。

久保農業委員 これ、要はごね得になったかどうかということ分からないんだけど、この件はごね得なの。

議 長 いや、違います。それは違いますよ。ごね得とかそういうことじゃ我々は判断しませんので、だで基本的には我々はさっき言ったように、4条、5条のその許可基準と一緒に、当初、転用の申請あったそこでオーケーになるつもりが、それを何らかの瑕疵によってやらなんだ経過があるから、今の中で振り返ってみれば、これは許可相当だ、この場合は除外で認めるということが本意です。いいよね。

それで、これ、枠がしっかりそれに入るかどうかというのがちょっと疑問だったもので、確認。

もう一度、望月さん。

望月（農政課）主査 申し訳ございません。ちょっと追認は、何でも追認、ごねていれば追認ができるというわけでは当然なくて、つまりちょっと農地転用の話になるんで、ちょっと私もちょっと担当、所管課ではないので、詳細なことはちょっとお答えできないんですけれども、あくまで県、農地転用の許可権者であるところの県のほうと農業委員会のほうで協議をしまして、追認できる可能性がある、各種関係法令に基づいて判断をされているというふうに私のほうは理解をしております。

以上です。

議 長 そういうことだで。そういうことというか、本当にさっきも言ったように、いけなきゃ、また上條補佐から補足してもらえばいいが、その申請の時点のときに、そういう区分で申請したら、それ、申請通って用途変更ができたという判断だが、何らかの瑕疵によってそこをやらなんだと。それで、そこへ振り返ってみれば、そのときに転用許可になるんだから、これは追認できますよ。でも、まるっきり野っ原の農振の真ん中へやっておいて、さあ、追認しろっていや、それは無理だ。これは農地法からいっても、法的な縛りがあって無理だということだと思いますよ。

だから、これもそういうことに鑑みて、農振除外の方向で、地区もそれでオーケーした。ただし、あんまりお行儀がよくなかったと。それ、もし最初に指摘されたときにそういう手続をすればいいのに、この段になってや

ってしまったから、我々としては面白くないということだと思います。上條補佐、そんなことでいい。

ちょっと雑駁に説明したんですが、そういうことだもんで、今ここへ出てきて、今度農振にかかるということです。いいですか。

ということで、ほかに何かありますか。

倉科委員。

倉科農業委員 違うことで聞きたかったんですけども、今の話で言えば、今、会長言ったとおりですし、転用のことを考えれば、3種農地であるという地区ですので、これはやむを得ないところなのかなというふうに思いました。手続取らなかったのは駄目でしたということです。

すみません、この11番のところで、すみません、読み方がよく分からないもんで教えてもらいたいんですけども、「他法令による許認可等」というところで、「立地基準がないため、コンテナハウス等が」云々「設置できません」とあるんですけども、どういう意味でこの「立地基準がないため」というふうな言葉が書かれているのでしょうか。ちょっとこの意味が分からなくて、教えていただきたいです。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 すみません、このコンテナハウス等ということです。申出書のほうにコンテナハウスというような言葉が入っておりまして、それに対するコメントということで、建物は建てられない地域ですという、そういった意味です。ちょっとすみません、ここだけだと分かりづらくていけないんですけども。

倉科農業委員 コンテナハウスは建物じゃないから認められませんよという意味ですか。そうじゃなくて。

望月（農政課）主査 コンテナハウスにつきましては、建物に該当します。中で作業をしたりですとか、そういったことをするというものであれば、建物に該当するんですけども、ここの新村のこの地域につきましては、建物が建てられない地域ということになっておりますので、コンテナハウス等は建築物に該当した場合は設置できませんということになっております。

倉科農業委員 繰り返すようですすみません。資材置場としては立地基準というものを設けてないから駄目で、普通に宅地と申請してくれば、建築物は建てられるということですか。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 宅地にはならない土地ということのようです。都市計画法上、建物は建

てられない地域、基本的に調整区域はどこもそうなんですけれども、事務所的な建物を建てられるという地域ではないということだそうです。

倉科農業委員 はい、分かりました。

議 長 そもそもだね。
 よろしいですか。
 それでは、税金の関係、先ほどお話があった。また後で。後でまた調べて、望月さんのほうから細江委員のほうへ。いいですか。

望月（農政課）主査 はい。

議 長 税金の関係、そういうことで対応させていただきます。
 ほかにご質問、意見等ありますか。

 [質問、意見なし]

議 長 それでは、ただいまその他9件について説明がありましたので、なければ集約いたします。
 その他9件、1万1,106.61平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

 [全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、その他9件については、やむを得ないと集約いたします。
 最後に、公共事業についての説明は先ほど望月さんのほうからありましたので、地元の委員の方でその他2件の中で補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

 [質問、意見なし]

議 長 全体の中でその他2件について質問、意見等ありましたら、お願いします。

 [質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
 公共事業2件、1万1,903平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、公共事業2件については、やむを得ないと集約いたします。

それでは、今まで協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思います。

清沢局長。

清沢局長

報告いたします。

令和7年度第2回松本農業振興地域計画整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅3件、813.10平米については、やむを得ないと集約しました。

農家分家1件、78平米については、やむを得ないと集約しました。

その他9件、1万1,106.61平米については、やむを得ないと集約しました。

公共事業2件、1万1,903平米については、やむを得ないと集約しました。

報告は以上です。

議長

次に、協議事項、地域未来投資促進法による松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、協議事項6－（1）－イ、地域未来投資促進法による松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

では、別刷り資料9ページをお願いいたします。資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1、背景でございます。

松本市では、松本市工業ビジョンを策定し、工業振興に取り組んでいますが、近年では工業用地の不足のため、市内企業の新工場建設等の要望や市外企業の出店希望に応えられないということが課題となっております。そのため、松本市工場ビジョンを見直しまして、民間主導による開発を、いわゆる地域未来投資促進法ですね。これを活用して支援をするということを盛り込みました。

続きまして、2番、この地域未来投資促進法とはどういう法律かということでございますが、（1）です。趣旨としましては、地域特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす事業、これを地域経済

牽引事業と言うそうなんですけれども、これを促進するという内容となっておりまして、全体の流れとしましては、まずアです。まず、国が基本計画というものを策定します。それに従いまして、イですが、都道府県、市町村が基本計画を策定します。この策定の中で、後でちょっとご説明いたしますが、重点促進地域という区域を設定するということになっております。続きまして、ウ、民間事業者等が地域経済牽引事業計画を策定して、事業に着手といった流れになっております。

先ほどお話ししました重点促進地域とは何かということなんですけれども、これは市町村等が策定します基本計画の中に位置づける、特に重点的に地域経済牽引事業、計画を推進すべき区域ということでして、農地転用ですとか開発許可といったことについて、特定を受けることが可能というふうになっております。

3番、開発立地の検討です。

まず、(1)ですが、松本市の都市計画に関する基本的な方針である松本市都市計画マスタープランで複合産業地域とされていることですか、(2)番ですが、交通インフラが充実しており、既存の工業団地である西南工業団地等に接していることといった理由から、アルウィン西側の農地が重点促進地域ということで設定をされました。

4番です。開発に向けての各種調整状況でございます。

令和5年の11月に今井地区、神林地区とそれぞれ協議をしまして、了承をいただいております。

その後、12月に市の経済文教委員協議会で協議しまして、了承をいただいております。

翌6年3月に国から基本計画に同意をいただいております。

同じく10月ですが、業者を公募しまして決定をし、以後、地権者説明会ですとか、交渉等を実施しております。

今月、7年の12月ですが、今井地区と神林地区の農振協議会でそれぞれ協議いただきまして、それぞれ了承をいただいているということでございます。

5番です。松本農業振興地域整備計画と地域未来投資促進法との関係についてということなんですけれども、(1)ですが、農振法には農振農用地、いわゆる農地が青地にするべき土地とそうでない土地というものが定められています。

(2)です。農振法では、地域未来投資促進法による牽引事業計画、これが策定された土地については、青地とするべきでない土地、これ、法定不適当地と言うんですけれども、それを避けるということです。

(3)ですが、牽引事業計画が承認された場合は、速やかに青地から除外をしなければならないというふうにされていることから、今回、牽引事業計画の策定と並行して、除外の手続きを進めさせていただくということになっております。

6番、開発の内容でございます。

まず、11ページの図、ご覧いただけたらと思います。

開発の区域は、神林地区と今井地区にまたがるような形で、区画としては3つの区画に分かれております。

まず1つ目、一番大きな区画ですが、〇〇が予定者となっております。食品製造工場のほか、一部、この地図で市松模様になっているところなんですけれども、ここは農業的土地利用をする地域となっております、具体的には農業用ハウスですとか植物工場、体験農園等を造る予定となっている土地となっております。

次、図の右下の部分ですが、ここは〇〇さんの区域となっております。食品製造工場等です。除外予定地としましては31筆ありまして、2万3,766平米ということになっております。

次、〇〇のちょうど上の部分になりますが、3番目、〇〇さんです。こちらは原材料倉庫、仕分け拠点、配送センターとなっております。除外予定地については、12筆、9,285平米となっております。

7番の除外予定地ですが、12ページ以降一覧表ございますので、ご覧いただけたらと思います。142筆、13万2,218平米というかなり広大なエリアですが、なっております。

続きまして、8番、今後のスケジュールです。

まず、農振除外までなんですけれども、まず地域未来の牽引事業計画のほうですが、表の上段になります。現在、事業者のほうで地権者ですとか耕作者との調整を行っております。この調整が整いましたら、年明けくらいを予定しているということですので、牽引事業計画の申請ですとか協議を県との間で行うということになっております。おおむね来年の5月くらいに牽引事業計画が承認されるというような予定で進んでいるということでございます。

その下の段でございますが、農振の計画の変更についてですが、地区協議会からは、今、承認をいただいたということで、本日は農業委員会のほうで意見聴取をさせていただいているということでございます。

来年の2月に松本市の農振協議会がありまして、そこで協議をいただきまして、その後、県との調整、協議、またその後、変更案の公告・縦覧等を経まして、除外完了については、おおむね10月の終わりから11月の頭ぐらいを予定をしております。

(2)番です。農振除外後の予定ですが、こちら、お示しのとおりですが、一応最終的に操業開始するのは、令和11年の11月頃を予定しているということです。ただ、こちらにつきましては、あくまで現在の予定ということですので、耕作者さんですとか地権者さんとの調整等によりまして、かなりずれ込んでくる可能性もあるということは一応ご承知おきいただけたらと思います。

資料の説明は以上でございます。当該地を農振農用地区域から除外することについて、ご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地元委員より、塩原委員、何かコメントありますか。

塩原（秀）農業委員 除外については賛成なんですけれども、ここへ持っている地権者の方に対して、これからの話になると思うんですけれども、売れた場合の税金の控除ですとか、また代替を取りたいという方も中にはいると思うので、そういう方の配慮ですとか、それから当然耕作している方は、これだけの面積が減れば、年間の収入もかなり減ってしまう。ここ、優良農地ですので、そういう方に対しての支援というものも考えながら進めていただきたいと、要望ですね。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 現在、事業者のほうで地権者ですとか耕作者の方と協議を進めているということでございます。その辺につきましては、事業者のほうでも配慮しながら進めているというふうに伺っておりますけれども、併せて担当課のほうにこういったご意見があったということできちんとお伝えしていきたいと思っておりますので、お願いします。

議 長 そういうことで、営み、基本的には商工課が窓口ですので、つないでいただきたいと思いますし、今井も同様に、地権者と農を営む方たちに迷惑かけないようにということと、この入っていただく3社と地元の協議といいますか、協議しながら、できるだけ地域振興のために役立つような対応を取っていただきたいということをされました。

それとともに、なぜここへ、前々回ですか、こういう事業が入るかということにも整合性を取りながら、また次の営みをしてくれということもそこで明確にさせていただくような話もしておりましたし、それが今井の農振の意見でございます。

ほかに委員の方で何かこの案件、どうぞ。

松田農業委員 前回といいますか、この前のときも、〇〇さん以外の2件については話がありましたので、なから承知していますけれども、そのときも申し上げたんですけれども、我々東山部の農業委員から見ると、この今回の土地も約13町歩、非常に羨ましいくらいの優良農地なんですよね。

松本市の場合、ここに書いてあるように、松本市工業ビジョンというのがあるそうですね。松本市の農業ビジョン、それに沿った農業を我々はすべきだと思っているんですけれども、私はね。今、松本市が向こう5か年の基本計画を今、パブリックコメントでやっていますよね。その中で、農業部門のところを見ると、持続可能な農業振興というふうに書いてあって、昔からずっと言っていることなんですよ。何言っているかよく分からないけれども。

だから、我々、ちょっとね、農業委員会としてもちょっと見方を変えて、この松本市の農業というのは今後どうあるべきかというのを、農業委員会の農業振興委員会としても、今後の、ここで、もう松本市の場合、1月で

締め切られちゃうもんで、意見間に合いませんけれども、やっぱりその辺のところをもう一度考えて、今の状態でいくと、条件のいいところは農地はどんどんと工業化しろと。条件の悪い東山部から、言っちゃ悪いけれども、四賀までのああいったところは、そういうところで農業振興をやれというふうに私、言われているんですよ。だけれども、本来あんなところでもって農業振興ができますか。ああいうところへ工業用地を持ってくればいいですよ、私に言わせると。

だから、松本市の基本計画自体をもう一回しっかり見直して、松本市の農業ビジョンを一回、農業委員中心になってもいいと思いますけれども、つくり直さなきゃ、松本の農業は潰れちゃいます。だって、優良農地をどんどん潰して、条件の悪いところで農業振興をやれったって、それは無理な話なんですよ。

だから、農業委員会も、皆さん方、どうお考えかよく分からないけれども、至って特に条件の悪い東山部から奈川、安曇含めて、そういったところをもっと元気にならないと、松本の農業なんて言わない。松本の緑を何とか荒廃地化しないように何とか守る、そのくらいしかもうできないんですよ。だから、ちょっと農業委員会としても、3役中心に今度役員会やってもらって、ちょっともんでもらいたいと思いますよね。今のまんまじゃ、我々農業委員やっているもう立場がないです。いろいろ言って申し訳ありませんけれども、ちょっと課題提起ということで、よろしくお願いします。

この案件については、もう地元の農振を通っている話だもんで、ここで幾ら駄目だなんて言ったって進まないことですので、これについては賛成しますけれども、一応松本市の今後の農業の在り方をぜひ令和8年度は考える年にしていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ということで、いいですね、回答は。

松田農業委員 ああ、結構です。

議 長 僕たちが考えなきゃいけないことですので、自戒を持って、それぞれ営みます。
ほかに。
倉科さん。

倉科農業委員 すみません、今、松田委員の大局的な意見の後で、非常に心苦しいんですけれども、細かいことすみません。

これ、〇〇さんの計画区域の中に農業的土地利用区域ということで示されている部分があるんですけども、これは、この後の転用の手続の中でどういうふうに出てくるか分からないんですけども、基本的には農地として残すということなのか、農地として残した場合、株式会社としては農地を所有することはできる業者なのかというところをちょっとお聞きしたか

ったんですけれどもね。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主査 ご質問のこの市松模様の農業的土地区域というところなんですけれども、こちらは、ちょっと今、調整中ではあるんですが、一応農地としては、農振除外はされるんですけれども、農地としては残る区域となっております。

2つ目のご質問ですが、〇〇さん自体はやはり農地は取得できないということで、子会社の中で農業法人があるということで、農地部分についてはそちらのほうで取得するというふうに、今のところはそういった予定でいるというふうに伺っております。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
なければ、集約いたします。
本件については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、協議事項、地域未来投資促進法による松本農業振興地域整備計画の変更については、やむを得ないと集約いたします。
次に、協議事項、松本農業振興地域整備計画の変更について（非農地決定済土地の農用地区域からの除外）の協議に入ります。
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 すみません、続きましてでございますが、協議事項6－（1）－ウということで、ご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料15ページでございます。

1番の趣旨につきましては、山林、原野化による非農地判断により、農業委員会の農地台帳から登録除外された農用地区域に該当している土地、いわゆる農振農用地ですが、青地農地ですが、こちらにつきまして、農用地区域から除外を行うというものでございます。

2番の変更案の概要です。

今回は、令和6年度に非農地判断された青地農地のうち、除外に対する土地所有者の同意が得られている101筆、6万8,414平米につきまして除外手続を進めるものでございます。

3番の除外対象地につきましては、資料の16ページ、17ページにございますので、ご覧いただけたらと思います。

4番、今後の予定につきましては、令和7年2月に農振協議会がありまして、こちらで協議を行いまして、2月から県との事前協議を行います。その後は、ほかの変更案件との兼ね合いにもよりますが、早ければ3月から公告・縦覧を行いまして、6月頃に公告完了を行う予定です。

なお、今後の協議の状況により、除外対象地に変更が生じる場合もございます。

以上、当該地を農振地域から除外することについて、ご協議をお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

それでは、質問、意見のある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

本件については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、協議事項、松本農業振興地域整備計画の変更について（非農地決定済土地の農用地区域からの除外）は、やむを得ないと集約いたします。

続いて、報告事項に入ります。

まず、アのスマート農業推進施策に係る専門的調査についてを議題といたします。

議会事務局の説明をお願いいたします。

中田補佐。

中田（議会事務局）次長補佐 議会事務局の中田と申します。前々回、前回に引き続きお時間いただきまして、どうもありがとうございます。

着座で説明をさせていただきます。

資料22ページ、6－（2）－ア、スマート農業推進施策に係る専門的調査についてということで、1番の趣旨でございますが、1行目真ん中辺でございますけれども、11月28日にご協議申し上げました農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様へのヒアリング調査の件について、実施内容

等の詳細というか、その後、出席のご報告もいただいたことから、その人数等のご報告をさせていただきます。

ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんが、2番の経過の令和3年の3月19日のところをご覧ください。この令和3年のときに、松本市農林業振興条例にスマート農林業推進についての規定を追加する改正条例を議会のほうで行いました。次の段落に、この改正条例の附則に、条例の施行後5年、これ、令和8年4月1日になりますけれども、経過したときに、議会がその条例改正について検討させていただいて、必要な措置を講ずるということ、検討条項が規定されております。

これに基づきまして、次の3番になりますが、改正条例の施行状況検討に係る取組ということで、3番の(1)でございしますけれども、令和8年度に議会が改正条例の施行状況の検討等を行うことになっております。

次、(2)でございしますが、令和7年度、本年度でございしますが、その準備として、全議員の情報共有ということで、この間、議員が研修をやらせていただいたり、あとの12月定例会で議決がありまして、スマート農業についての専門的調査の実施をさせていただくなど、来年度の検討に向けた準備を現在進めさせていただいているところです。

その専門的調査の中で、11月28日にご説明申し上げたとおり、4番でございしますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様へのヒアリング調査のほうを実施させていただく予定でございします。

(1)の趣旨でございしますが、すみません、ちょっと繰り返しになりますが、2行目の左側からになりますけれども、松本市の各地区の農業の特色やスマート農業を含む農業全般についてのご意見等を把握させていただくためにヒアリング調査を行わせていただくものになります。

(2)の実施方法、こちらもちょうと繰り返しになりますけれども、ブロックごとに公民館にお集りいただきまして、今回、専門的な調査をお願いします関西学院大学法学部の小川教授のほう聞き取りを行わせていただくものになります。

次の23ページにお進みください。

(3)の日時ということで、ブロックごと、南部ブロックを1月13日の火曜日の午後、芳川公民館でお願いし、北東部ブロックを翌1月14日水曜日の午前9時半から本郷公民館で、それから河西部ブロックを同日、1月14日の午後1時半から島立公民館で、西部ブロックを1月15日木曜日の午前9時半から波田公民館でそれぞれお願いするものでありまして、前回以降、出欠報告、ご報告をいただきまして、ここに記載のとおり、ちょっと一部その後の欠席等のご報告ございましたけれども、こちらのほうで準備をさせていただきます。

前回、議員の傍聴をするようにというご要望をいただきまして、この間、議員のほうに傍聴するようなご案内をさせていただいて、ちょっと人数にばらつきはあるんですけれども、6人から10人程度の毎回傍聴がある予定です。

すみません、その中でも、ちょっとすみません、西部ブロックなんです、

この日、広域連合の視察があったりする関係で、傍聴人数が今の予定だと3名から4名と、ちょっと少なめになってしまうんですけども、申し訳ございません。

その次、(4)のその他でございましてけれども、今週の12月23日に今回のヒアリング調査へのご協力をお願いする文書を郵送にて、出席される方々のところには郵送にて今週の23日に送らせていただいておりますので、本日から明日にはお手元に届くかと思っております。

(4)のアなんです、当日に、時間も限られることから、適切なヒアリングができるよう、あらかじめ事前質問への御協力をお願いするものになりまして、こちら、別紙ということで、本日、当日資料ということで、ペラ1枚というか、ヒアリングの事前質問票ということでお配りをさせていただいておりますけれども、こちらのほう、ちょっと一応今日は見本でというか、分かるようにご配付させていただいたんですが、こちらを12月23日に郵送させていただいた依頼文と共に、こちらのヒアリングの事前質問票を送らせていただいております。郵便にて送らせていただいております。

郵送させていただいた封筒の中に返信していただけるような返信用封筒を、切手貼らないで済む返信用封筒を入れてございますので、こちらのほうに、この事前質問票のほうにご回答できる範囲でご回答いただいて、返信用封筒に入れていただいて、1月5日までにこちらに資料ご提出と書いてあるんですが、投函していただければ、ポストに投函、1月5日までに投函していただければ大変助かります。

それから、次の23ページの(4)のイになりますけれども、ヒアリング結果は、今回の専門的調査に反映をさせていただいて、令和8年度に、来年度市議会で予定しております改正条例の施行状況の検討に活用させていただきます。

それから、ちょっと今年度は議員との意見交換というのがなかなか調整がさせていただいてないんですけども、先ほどの案件で、松本市の農業についての大局的な見地からのご意見等ございましたので、来年度のこの条例の検討の際には、ぜひとも農業委員の皆さんと議会で意見交換というか、ご議論がしていただけるように、またその日程調整や意見交換等の件について、別途ご協議させていただけるように準備をちょっと進めさせていただきます。

それから、(4)のイの2行目の真ん中辺から右にございますが、今回の調査、大学の先生が行いますけれども、この大学の先生の研究活動にも活用される予定です。

次、5番になりますが、一応今回の調査とは関係ないというか、直接の関係はないんですが、前回、11月28日の農業委員会さんの定例総会の際に、そもそもスマート農業はどんなものかという、分かるようにしてほしいというご要望をいただきましたので、私からご説明するのも、釈迦に説法というか、孔子に悟道を説くというか、何かそんなことで、大変恐縮ではございますが、うんと簡単に、3分程度でちょっと簡単にご説明をさ

せていただきます。

5 番のスマート農業の概要及び関係施策ですけれども、（１）でスマート農業についての定義を、これ、スマート農業技術活用促進法のほうから引用してございますので、またご覧いただければと思います。

それから、（２）、具体的にはどんな技術かということについても、こちら、農林水産省の直近の資料のほうから引用してきたものでございますが、左上にあるロボットトラクターをはじめとして、数々の技術が開発されているところになります。

24 ページにお進みいただきまして、（３）の国の施策動向ということで、この分野、スマート農業については、アにございますが、昨年度、令和6 年度が国の立法活動が、立法動向が一気に活発になった年でありまして、令和6 年の6 月には食料・農業・農村基本法にスマート農業の推進についての規定が追加されたり、それから同じ10 月には、先ほちょっとお話ししましたスマート農業技術活用促進法が制定され、施行されております。

イで、このスマート農業技術活用促進法の概要ということで、大きく2 点ございまして、1 点目が、①になりますが、こちらが農業者の方々が、一番右側へ行っていただくと、政策方式革新実施計画というのをつくっていただければ、こういうことができますよという制度。それから、②のところが、こちらは農業者ではなくて、農機メーカーさんやスマート農機の開発者のほうで開発供給実施計画を策定いただければ、こんな支援が受けられますよというような、この大きく2 本立ての法律というか、制度になっておりまして、農業者の方々の関係でいきますと、その下の図になりますが、左側の①スマート農業技術の活用、生産方式革新実施計画ってありますけれども、こちらのほうで、この計画をつくりますと、その四角の中の一番下にありますが、幾つかの支援措置を受けられたり、枠外になりますけれども、税制の特例が受けられたりするものになります。

先月、11 月25 日に、ちょっとすみません、この資料にはないんですけれども、全議員が長野県の農業技術課のスマート農業のご担当をされている職員の方から研修を受けさせていただきまして、このスマート農業の国と県の動向についての研修を受けさせていただいておりまして、その中で県の方からは、この法律のポイントについては、この左側の①の四角の中の上のほうにある生産方式革新事業活動の内容というところに下線引いて示されておりますけれども、単にスマート農業技術の活用だけではなくて、そのスマート農業技術が活用できるように、農産物の新たな生産方式を導入するというのが、新たな生産方式を導入するという方がポイントですよというような県の方からのご案内がございました。

続きまして、24 ページの真ん中よりちょっと下に（４）松本市のこのスマート農業についての施策のご紹介になります。

アで、議会のほうで令和3 年に改正させていただいた農林業振興条例の具体的な追加させていただいた条文になります。

第9 条の2 の第1 項のところに、1 行目右側からになりますけれども、この条例、林業も含むもので、スマート農林業を推進するという規定、それ

から第2項のほうに、市は、スマート農林業の推進に当たっては、農林業の多様性やスマート農林業の課題を踏まえるというような規定を追加させていただいております。

これらの規定に基づきまして、現在、農政課のほうが所管する補助金ですが、イになりますが、令和4年度からスマート農業推進事業補助金というのが始まっております。

具体的には、一番最後の(ウ)になりまして、こちら、市単の事業でございまして、補助率が2分の1、個人であれば、補助上限額が200万円まで、今年度から、次の法人の上限額500万円までというのが追加されているところになります。

以上が松本市の施策になります。

最後、すみません、まさにこれは釈迦に説法というところなんですが、25ページになりまして、今年度、令和7年の8月に農業委員会さんのほうでも農業委員会だよりのほうに記事のほうを、このスマート農業についての記事のほうを掲載していただいております、当方も大変参考にさせていただきます。

特に、上の段落の右から第3段落目に「ドローンの散布」というような記載がございしますが、こちら、私もドローンのことというよりも、真ん中辺から、定期点検の経費や損害保険料等々あるので、そのようなことも考慮しなくてはいけない。単に進めるというよりも考慮しなきゃいけないとか、その次の段落の最後の4行くらいなんですけれども、経費と、これによって、スマート農業を導入したことによって生まれた時間をほかの作業で使えることなどを検討し、どのくらいのランクを導入するかを決めればよいなど、より本当に現場目線の記事を書かせていただいております、当方も大変参考にさせていただきます。

すみません、何度も言うように、釈迦に説法みたいになってしまって本当に恐縮でございしますが、前回ご要望いただいておりますので、それに対するお答えというか、なっているかどうか不安なところなんですけれども、になります。

すみません、長くなりまして。説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま中田さんのほうから説明がありましたけれども、これについて何か質問、意見ある方は。

塩原至委員。

塩原(至)農業委員 すみませんが、ブロックごとに分かれておりますけれども、もし進行役というのは各ブロック長がやるということですか。

それと、もう一点ですが、このヒアリングの質問事項について、人柄というのは、自分のことなのか、そこら辺ってよく分からないんですね。ちょっとそこら辺、どういうことを書いていいのかというのを、僕の場合には頭がちょっと足りないとか、農業をやる気がないとか、そういうふう

書いてもいいんですか。

議 長 中田さん、お願いします。

中田（議会事務局）次長補佐 すみません、ありがとうございます。

当日の進行役でございますけれども、こちら、調査をお願いしてございます関西学院大学の小川教授のほうで、事前のこの質問票のお答え等を参考にさせていただきながら、小川教授のほうで進行させていただきますので、進行はこちらのほうで、こちらのほうというか、調査する側で恐縮なんですけれども、させていただく予定でございます。

それから、事前質問票の問1のところの記載なんですけれども、こちら、個人的なところというよりも、おおむねその地区とかブロックの様子をお書きいただければと思います。

人柄はなかなか、おっしゃるとおり回答が難しいところかと思いますが、例えば皆さん優しい方が多いとか、そういう部分ですね。地域全体のところをお書きいただければ、本当に答えられる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

今回調査する大学の先生と打合せもさせていただく中で、なるべく皆さんが当日ヒアリングでしゃべりやすいちょっと雰囲気をつくりたいというご意向が先生のほうでありまして、生活者目線というか、そういうところでこういうお答えがあらかじめ聞いておいて、それで当日、ざっくばらんにお話をお聞きしたいなというご希望でした。

議 長 ちょっと失礼なような気もするが。
信太郎委員。

上條農業委員 今の質問とほぼ同じだったんです。この調査のね、議会から今日届いているんだけど、専門用語というの、これ。調査の。分かりづらくて、どう書いていいの。例えば、農業というところに地区、ブロック、それから地域、人柄と言って、地区、ブロックって、こうなっていて、どういうこと、どういうこと、どういうことっていうのは上に補足で載っているよね。この「面」という言葉がね、専門用語でどういうことを指しているのかなっていうことが、これ開いたときに、今日届いて、何の説明もないもので、ちょっと戸惑ったということだね。

それと、私、前にもちょっと話したんだけど、これは今、これ、何、議会が主導でこういう調査をやろうとしているの。そういうこと。

それならば、もう実際問題、これが実際に進んじゃっているところがあって、まず最初、現物を見てきてほしいのね、議会の人たちに。どっかの温泉ばかり行かないで、前にも話したけれども、仙台の震災の後湾岸のところに造っているやつね。去年、2年間で30万人も来たと。やっぱりマーケティングか何かに基づいて、ちゃんとしたものを造っていて、そこはもう最新のスマート農業をやっている。有名な、果樹の人たちは知っている

けれども、全部つまんでいっちゃう技術、神奈川県の技術、あの人もヘッドハンティングして、そこの最先端の農業を果樹でやっている。

それから、もっとすごいのは、佐賀県の佐賀市は、全国で単収、農業の単収がもう30年間全国トップだよね、佐賀市って。江戸時代うんと苦勞して、水のことで苦勞して、それでそこはいよいよ温暖化で何がこれから欠乏しているかって、水。水がなくなっていくっていう、もう県が考えていて、もう畑地とか水田をやめて、全部施設にするというものすごい計画を、この間、全土連の大会が佐賀県であって、知事が来て、もう話もしました。それで、どうしてそういう計画を具体的に佐賀県は考えたかというのを松本市で調査してほしいんだよ。

それで、私が長野県に1つだけ要望したのは、こういうスマート農業が、佐賀県が考えたような施設の場合、長野県って、松本市もそうだけれども、国の5割だけで、あと一銭も金出さないのさ。長野県に調べてくれって言っただよ。そうしたら、長野県は驚いて、全国の中で県としてそういう施設に金出さない県っていうのは数県しかなかっただよ。もう幾ら言っても、長野県、金、補助出さなかった。だから、受け皿が、幾ら調べても受け皿がないんだよ、本当に。

だから、そういう面も含めて、議会の人たちがそういう認識を持つための方法幾らでもあるもんで、今回議員は来るんだね。だもんで、私、その話はするけれども、こんな何となく進んでいることはやっているほうだけれども、受け皿がないだよ、これ調べても。そこのところが一番問題。それは伝えてほしい。

以上です。

議 長

そういうことも当日やるじゃんかい。
ほかに。
松尾さんで塩原さん。お願いします。

松尾農業委員

すみません、非常に分かりづらくて、私、書けない。というのは、今、上條さんもおっしゃったように、「面」だとか、そういうこのいわゆる難しい言葉も分かるんだけど、どういうふうに書いていいか全く分からない。

要は、質問票じゃないんだよ、これね。はっきり言って。あなたのところはどややっているのと、どうなっているのというものでしょう、これ。違いますか。これじゃ質問にはならないです。

だから、いろいろな、非常に、これ出さなくてもいいですか。

議 長

あと、まとめて事務局で答えて。
塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 この先生が聞かれることっていうの、何なのかっていうこと、よく分からないんですよ。

それで、今年3月につくった、さんざん苦勞してつくった地域計画ね。各地区みんなそれぞれ文章化されているわけで、その中には、地域農業の現状と課題ということで、各地区ごと全部挙がっている、できているわけだよ。これを先生に見てもらえば、松本市の課題っていうのはこういうことだなというのは理解してもらえはと思う。

この計画書を先生に見せて、もうちょっとこういうところが知りたいということピックアップしてもらって、先生のほうから、こういうところはどうなっていますか、こういうところはどうなっていますかというふうに問いかけてもらえば、こちらが答えるというような形にしないと、的が絞り切れないという部分があって、もう一つ、地域計画というのは、自分の地域、ここにいる農業委員さんみんなそうだけれども、自分の地域の地域計画は分かっているだ。だけれども、それ以外の、例えば河西部の中で島立、島内、新村の地域計画って、私、一度も見たことないだ。そういうことだもんで、ブロックの中でやるんだったら、少なくともヒアリングやるときに、各地区の地域計画というものがどういうものが出されているのかというものは知らせてもらわないと、何ともブロックでやる意味がないんじゃないかなというふうに思う。

特に、松本市の課題全体ということになれば、地域計画、自分のところは分かっているけれども、自分のところ以外のことはまるっきり分かってないんだよ。という問題があるということを指摘したいと思います。

議長 松尾さん。

松尾農業委員 これ、農政課とコンタクト取っていますか、はっきり言って。これ、いろいろ内容を見ていると、やっぱり農政課が具体的な形で関与してこない、次へ進まないんじゃないですか、これ、と私は思うんですが、いかがですか。

議会事務局のやる話じゃないかなと思う。要するに、何をどのようにして法制化、いわゆる条例にして、どうするのというところまで来る問題で、その前に、農政課のほうで具体的な形で案を出して、それを議会事務局なんかで法制化するんだったら、もむというのが段取りじゃないのかなというふうに思います。

だから、ものすごく宙に浮いちゃっている、議会事務局が持ってくるから宙に浮いちゃっているような気がしてならないんだけど。

議長 塩原さん。

塩原（秀）農業委員 議員の先生も出てきてもらえるということなんですけれども、傍聴しているだけだと、はっきり言って、こんな10人も見ている中で私、話をすることはできない。正直言ったら、傍聴じゃなくて、同じテーブルに着いて、議員の先生もヒアリングを受けてほしいし、考え方もそこで述べたい。一緒に考えていきます、議員の方と農業委員と一緒にヒアリ

ングを受けて、一緒に考えていきたいと思いますというのなら理解できるけれども、ただ出てきて見ているなら、はっきり言って邪魔なだけだし、意見を私の中では言えないので、考慮いただければと思います。

以上です。

議長 どうですか、ほかに。いいですか。
久保さん。

久保農業委員 あんまり中田さんをいじめるわけじゃないんだけど、これは何。中田さんがつくったの、それとも誰がつくったの、この原案を。それが一番問題だって。みんなが言っていることを聞けば、「何だ、これは」っていうことをみんな言っているわけだよね、内容からしても、この文面にしても。ということです。

議長 いいですか。
大体出尽くしましたので、まずそういう、中田さんの答えられるところからいって、そもそも論からまず始まるんだけど、基本的には理解しているところは、条例の見直しの時期が迫っている。農業委員の皆さん、スマート農業なんてどういうものだっていうの、ちょっと意見を聞かせてくれってというのがそもそもの出発点で、今、松尾さんがおっしゃったように、これを行政に生かすなら、もちろん農政ポジションだから、さっき松田さんがおっしゃったようなことと同様だと思うんだよ。我々、目下何らかの形で提案しながら、果実として認めるということが、やはり1つこの基本線、我々の持っているスタンスの基本線だと思うけれども、これはやはり議会事務局しかり、議会の皆さんが、先ほど前段で申し上げたように、そのようなスマート条例というものはつくった。その見直しが令和8年にあるから、農業委員の皆さんの意見を聞かせてくれ。だからそういうのは多分まず立てつけで、それでこれは、このペーパーは信太郎さんが言ったように、いかななものかというね、もう適さないね、大体そういうこと自体がね。それについて、そういうことだで、裸で行って、そういうような話を聞くというようなスタンスで多分やったほうがいいんじゃないかなというような気もするで、その辺も含めた中で、事務局としての今考えられる話を中田さん、お願いします。

中田さん。

中田（議会事務局）次長補佐 ご意見どうもありがとうございました。

ちょっと幾つかありましたので、順番にお答えをさせていただきます。

まず最初に、こちらの質問票のほうは出さなくてもよいかというご意見、ご意見というか、ご質問ありましたが、ご協力いただける範囲で結構ですので、もう本当に、ちょっと言い方はあれですけども、こんなの答えられないということであれば、お答えいただかなくて、当日のヒアリングということでお願いしたいと思います。

それから、松本市の各地区の地域計画、こちらのほう、現在、ホームページで確認する限りでは、19地区で策定されているものと認識しております。こちらの19地区分地域計画と、そのほか、現在、農林水産省のほうで集計が進んでいるのは2025の農林業センサスのほうですけれども、ちょっとまだ確報の結果が出てないので、その前、令和2年度、2020の農林業センサスの松本市の統計の各地区の統計を先生が求められておりましたので、そちらの各地区、この松本市内の各地区の各種統計と、先ほど言った19地区の現在ホームページで公表されている地域計画のほうを今回調査をお願いする先生のほうには送らせていただいておりますので、ヒアリング調査までに先生のほうでご確認をいただいて、ヒアリング調査に臨んでいただく予定です。予定というか、スケジュールになっております。

今回、この事前質問票と実際にヒアリング調査で皆様のお声を伺う、大学の先生が伺うことになるんですけれども、確かにおっしゃるとおり、地域計画に載っているよっていえば、ちょっとそれまでなんですけれども、その地域計画に載っていない、先生も生の声を聞きたいという、そういうことで、すみませんね。ご負担をおかけしてしまうんですけれども、今回このヒアリング調査のほうを計画をさせていただき、お願いをさせていただいているところでございますので、地域計画等のほうは、あらかじめ先生のほうにご覧いただいて、それでヒアリング調査に臨んでいただく予定です。

それから、農政課とあらかじめ一緒にやって、まずは農政課がやるべきではないかという部分なんですけれども、こちら、すみません、先ほど会長もおっしゃっていただいたんですが、令和3年度に条例の改正をさせていただいたのが議会というところもありまして、この5年後の、本当にその条例改正がよかったのかどうか、それからその条例改正に基づく施策がなされていたのか、市長部局でなされていたのかどうかというのを5年後の令和8年度に検証することになっております。

それじゃ、こういうヒアリング調査とか特にやらないでいて、令和8年度に、じゃ実際に検証すればいいという考え方も実際にあるかと思うんですけれども、令和8年度にしっかり検証ができるように、そもそも条例改正をやったのは議会なもので、議会も言い出しっぱの責任というか、そういう責任をしっかり果たすという観点から、今年度、令和7年度にしっかり準備した上で、令和8年度に検討しようという、そういう考えの下、今年度いろいろな調査というか、この専門的な調査を含めて実施しているところでございまして、なので来年度議会で検討するので、この間、農政課にアンケートのご協力等をお願いしておりますけれども、特に農政課と一緒に進めているというものではございません。

それから、こちらのいろいろご意見いただいた事前質問票のほうなんですけれども、誰が作成したかというところになりますが、こちら、調査をお願いしております大学の先生のほうで作成していただいたものになります。なので、皆様がおっしゃるとおり、実際にこれを送られても、答えられないとか、そういうことも当然あるかと思っておりますので、ちょっとこれも繰り

返しになりますが、ご協力いただける範囲で、この趣旨としては、当日のヒアリングが時間も限られていることから、スムーズにいくように、あらかじめ皆さんの声を伺っておきたいという先生のお考えですので、そういう観点からお願いするところなんですけれども、もし難しければ、当日のその場で直接ヒアリングということをお願いしたいかと思います。

すみません、ちょっと答えになっているかあれですけれども、以上になります。

議長

だで、結局分けて考えなきゃ、どっちにしろこれ、政策に生かさせるものでも、一面で言えば。条例改正のための1つの営みのアライバづくりということだね。それ、やっぱり我々、農政の1ついっちょがみしているから、協力できる範囲で協力すると。

それと、もう一つ、塩原さんのおっしゃった、ただ議員の先生が来て傍聴して、PTAの先生じゃなくて、親みたいにただぼけっと立っているじゃないで、その辺もまたそういうことで、一緒に当事者として発言するときは発言するというようなこともまた言っておいてもらわなきゃいけないと思うんで。

ほかに。

松尾さん。

松尾農業委員

大変勉強不足で大変申し訳ないんですけれども、これを見ていると、要するに農水省からこういうスマート農業技術等の開発とか補助金等が下りてくると。それについて、各自治体で、あなたたち検討しなさいよと。ついては、その申請を文書で頼むよということなんですよね。

というのは、要するに追従型なんですよ。要するに、上から下りたものを現場で考えて、それを条例化して、じゃ基本的に分かっていないかなというふうに思えてならないんですよ。

だから、何でもそうなんですけれども、補助金が出るから、「はい、乗っかって、じゃやりましょうね」というのが今までの自治体なんですよ。ということはよく分かるんですけれども、これ、どこでつくっているかと思ったら、農水省の真ん中。それともう一つは企業と合体したところで作っている内容なんです、企業がもうかるために。それも全部分かっている。そういうふうな状況になっているわけですよ。

だから、要するにもっと、皆さんおっしゃっているように、地域としてどうやっていって、どうなんだと。例えば、農地の集約だとか集積だとかということを具体的に考えながら、そこに対してでかい機械を入れていくよと。だから、国のこの金をよこせというぐらいの発想じゃなくちゃ、次できないんじゃないかなと。だから、せっかく先生まで来るんだからね。

という発想の中に、もっと大きく進まなかったら、こんなものやったって、何も役に立ちませんよ、はっきり言って。というふうに私、思います。すみません、勉強不足で。

議 長 いえいえ。意見として聞いておいていいんですか。

松尾農業委員 はい。

議 長 それぞれそういう話もありますし、それと議員の先生も当事者意識を持ってくれということで、我々、さっき松田さんもおっしゃったように、我々の立場として、何を行動して、何を発言していかなきゃいけないかというのも当然出てくるんだろうし、それは農政ポジションもしかりだと思いますので、その辺もちよっと分けて今度は考えてもらって、ぜひまた協力できる範囲で協力していただくというようなことがいいと思いますし、塩原俊昭さんのそれぞれの地域計画が今、自分のものは分かっているけれども、このブロックだけというのは、またそれぞれね、また今度新しいアンケートが後ほどそれぞれ農政課ポジションから話もあります。その時期でいいのかは別として、その新しいもの出てきたら、それぞれみんなで取り組んだ中でのそれぞれの落とし方をまた考えていながら、共有するっていうようなことがやはり我々の今のポジションだと思いますので、当然今回出てきてもいいけれども、だでそういう長い、ちょっと年間スケジュールからみると、そういう感じになると思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 いいですか。

思うことはいろいろあると思いますが、そういうことで、大体今、中田さん、大変汗をかきながら今、話をしてもらいましたが、またこれからまとめてもらって、ぜひ協力できる方は協力していただきたいと思います。

それでは、本件については、ただ今の説明のとおりで、ご承知置きをお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項のイ、令和7年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果を議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

依田さん。

依田（農政課）主事 農政課の依田を申します。着座にて失礼いたします。

令和7年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。

資料ですが、26ページをご覧ください。

それでは、報告事項させていただきます。

まず、認定農業者制度の概要についてですが、資料2番のとおりとなっております。

また、複数の市町村で営農を行っている者、これにつきましては、長野県

知事及び農林水産大臣が認定を行っているというものになっております。

次に、認定基準、こちらですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらが令和7年の4月に告示されまして、所得目標の見直しがされました。数値については、資料の表のとおりとなっております。

審査方法についてですが、原則年に4回審査を行いまして、第三者組織である松本市農業支援センター内の経営改善指導班の意見聴取を行って、認定をするというものになっております。

次に、3番ですが、今回松本市長が認定した農業経営改善計画認定者、こちらですが、まず新規、個人が5件、法人が2件の計7件、再認定ですが、個人が7件、法人が2件、共同が1件の計10件、変更ですが、個人が1件の計1件、合計で18件、こちらについて全件承認されたというものをご報告します。

私からは以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方はお願いいたします。

では、二村さん。

二村農業委員

この認定農業者のは分かるんですけども、家族協定ですかね、同格でみんな同じに農業をやろうというふうになっていまして、例えばうちでしたら、4人家族協定をすれば、同じように主たる従事者1人当たりの目標金額が550万円で、2,200万円というふうになる、目標所得ですよ、なるんですが、それに行かない場合、これ、認定されないんですか。

議長

依田さん。

依田（農政課）主事 お答えいたします。

まず、家族経営協定取り組んでいただいている場合ですが、資料26ページの真ん中の表の真ん中辺りに家族経営体という欄がございまして、こちら、標準地域ですと800万円、中山間地域だと450万円というものがございしますので、例えば4人家族経営協定を結んでいただいた場合、550掛ける4で2,200というお話だったと思うんですが、そうではなくて、4人一経営体で800万円ないしは450万円を目標に、5年後目標を定めて営農を行っていただくと、そういうような内容となっております。

二村農業委員

それで、すみません、これ、松本だと思うんですけども、うちの場合、安曇野市でもいっぱい作っていまして、これ、安曇野市はどうなんですかね。いつかこれ、認められなくて、大変な思いをしたんですけども、松

本市はこれでいいと思うんですけども、どんな感じなんですか。

議 長 依田さん。

依田（農政課）主事 安曇野市等、2市村以上にまたがるものにつきましては、認定者が松本市長ではなく、長野県のほうになります。なので、長野県の基本構想に従って、おおむね基準を超えているかどうかというのが確認されるんですが、その際にも松本市のほうにこれで問題ないですかというような意見の聴取が来まして、我々としては、この目標が超えられるというような計画になっていけば、おおむね適当であるというふうな形で回答をしているものになります。

二村農業委員 ということは、松本でそういうふうに言っていたら、認定していただくということができるんですか。

議 長 依田さん。

依田（農政課）主事 そうですね。安曇野市さんがどういう回答されるかというところもあるとは思いますが、まず1つは、窓口である長野県さんのほうで、これで諮っていきましょうというところを認められて、その後、安曇野市さんと我々それぞれ適当であるというようなことで判断がされたということであれば、家族経営体としての認定の取得というような、そんな流れになるというふうに承知しております。

二村農業委員 いつかできなかったもので、ぜひその場合は松本で頑張ってください、お願いしたいと思います。
以上です。

依田（農政課）主事 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いしたいと思います。
続きまして、報告事項のウ、令和7年度第3回青年等就農計画の審査結果を議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
城生さん。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。お願いします。

令和7年度第3回青年等就農計画の審査結果について報告します。

資料28ページをご覧ください。

本年度第3回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、1名が適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

制度の概要について、詳細は割愛しますが、簡単に申し上げますと、原則45歳未満の青年であり、農業経営開始からおおむね5年後には年間農業所得が250万円程度の実現が可能な計画が求められるものです。

次に、認定者について簡単にご説明します。

今回認定された方、〇〇地区の〇〇さんです。品目はフドウで、今年就農2年目の方になります。研修制度は活用せず、去年の確定申告の実績を基に認定がされました。

報告は以上になりますが、引き続き新規就農者のサポートのほう、今後よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして質問、ご意見等あったら、お出しをお願いいたします。

倉科さん。

倉科農業委員

すみません、新しい認定者については了解いたしました。

それで、これまでに認定されている方で数年たっている方、何人もいらっしゃるって、一応新規就農扱いの方多いので、私も頻繁に声がけしているんですけども、毎年支援するグループ、4人ぐらいのグループで、その方の経営状態どうですかというような確認作業をしていたと思うんですけども、今年もやるというようなお話を聞いたんですけども、今のところまだ連絡来てないんですけども、その辺はやらなくなったということでもいいでしょうかね。

議長

城生さん。

城生（農政課）主事

すみません、基本的には新規で就農された方で、国の事業を使っている方については、サポートチーム活動という活動があって、農業委員会にも参加をお願いしている場合があります。今年度も対象になっている方については、地区の農業委員さんお願いさせていただいて、お伺いはさせていただいたんですけども、基本的に1年目のみは農業委員さんお願いさせてもらっているんですけども、ちょっと日程調整の都合の関係もあって、1年目以降については、特に問題がないと判断されれば、農業委員さんのほう、ちょっと呼びはしていないような形になります。

倉科農業委員

はい、分かりました。全然問題ない彼なので、いいと思います。

議長

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のエ、令和7年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

丸山さん。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。

本冊資料29ページになります。

新聞の普及推進の取組結果につきまして、簡単にご報告させていただきます。

8月から10月を普及強調月間として取り組んでいただきました。結果、目標部数34部に対しまして、11部普及していただきました。多くの委員の皆様が普及推進に取り組んでいただき、ありがとうございました。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。今後とも農業新聞の普及推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明ありましたけれども、発言のある方は発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長

またぜひこのしがらみから抜け出すまで、何とかお付き合いをよろしくお願いしたいと思います。

本件については、ただいまの説明のとおりです。ご承知おきをお願いしたいと思います。

最後に、報告事項のオ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

草田係長。

草田係長

資料30ページをお願いします。

主要会務報告です。

12月6日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議及び県選出国会議員との懇談会に会長が出席をしました。

17日、長野県農村女性交流会に二村委員が出席をいたしました。

19日、農地転用現地調査に河西委員と丸山委員に対応をしていただきました。

続きまして、31ページです。

当面の予定です。

1月6日、JAあづみ年始の会に会長が出席をします。

13日、13時半からスマート農業推進施策に係る専門的調査についてのヒアリングがあります。南部ブロックですので、お願いいたします。

同様に、14日、9時半からは北東部ブロック、同日の午後1時半から河西部ブロック、15日、9時半から西部ブロックで行われます。出席される方はご対応をお願いします。

23日、農地転用現地調査は矢嶋委員と御子柴委員です。よろしくお願いします。

30日、10時からの松本市議会経済懇談会に会長に出席をしていただきます。

同日、1月の定例総会を開催します。総会終了後に新年会を予定していますので、よろしくお願いします。

なお、新年会の都合上、定例総会の開始時間を午後3時を予定していますが、議案の内容等により、開始時間を変更する場合がありますので、詳細につきましては、来月の開催通知をご確認いただきたいと思います。

欄外になります。2月の予定を一部お知らせします。

2月17日の火曜日、松塩筑安曇農業委員会協議会の農業活性化推進研修会が豊科公民館で開催されます。特に出欠席の確認はいたしませんので、会場へは各自でお越しいただくようお願いいたします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありましたが、発言のある方はお願いいたします。

1月のときに、若干挨拶でも触れましたけれども、そのときに振興委員会の役員構成を順調にいけばかけたいと思います。また皆さんにご協力を得ながら、ご承知おきを願いたいと思います。

それと、今、常設、月に一遍、4条、5条主体として出ているですが、今、営農がなかなか減って、佐久を中心に蓄電池、蓄電池のスペースをつくるための変更手続が案外出てきています。これ、例えば10アールで蓄電池を敷き詰めるといようなことが今、佐久中心に今、動きとしてありますので、またそれぞれ出てきたら、また皆さんで検討しながら、今、営農型太陽光が少しやっぱり収まってきて、このような方向にも佐久方面行っているようです。また情報としてつないでおきます。

では、ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

いいですか。

主要会務報告については、そういうことですので、新年明ければお願いしたいと思います。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、農政課から地域計画アンケートについての連絡がありますので、お願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主任 皆様、お疲れさまです。農政課地域振興担当の望月です。

私から、地域計画に関わるアンケート調査について、報告がありますので、お話をさせていただきます。

では、着座にて説明させていただきます。

皆様のお手元に資料はないので、口頭での説明となるんですけれども、先月の農業委員会の定例総会におきまして、地域計画に関わる営農意向アンケート調査を実施をしますということで、回収率向上に向けたご協力ということでお願いしたんですけれども、調査のスケジュールに変更がありましたので、今日はその連絡をさせていただくものです。

当初の予定では、年内の12月24日、昨日ですね、調査票が発送されて、翌年の1月23日が回収の締切りとしていたんですけれども、それに向けて、調査対象者約1万6,000人分の調査票の印刷、封入ももう完了していた状況なんですけど、そもそもこの調査は株式会社ながのアド・ビューロというところに業務委託をして実施をしていたんですけれども、そのほうで問合せを対応するときのための専用ダイヤル、携帯の番号を取得して、それを調査票に記入をしていたんですけれども、昨日の時点でその番号が間違っていたということが判明しまして、急遽、これまで刷った1万6,000人分のものを印刷し直して、封入をし直さなきゃいけないということになりまして、変更後のスケジュール、今、精査中なんですけれども、現時点でおおむね1月16日頃に調査票を発送するということになってしまいます。というのも、年末年始で印刷の工場も閉まっています、印刷にかなり時間がかかってしまう、そんな状況です。

調査票の提出の締切りも、2月6日に延長するということで今、進めているんですけれども、そこから集計作業、地域計画の更新ということを図っていくので、この結果を地域の皆様にお伝えするのは、早くとも令和8年の5月以降になってしまうということで、前回も調査の回収率向上に向けていろいろとお願いした中で、急遽スケジュールが変更になってしまって申し訳ないんですけれども、今そういう状況ということでご説明させていただきます。

説明は以上です。

議 長

そういうことで、お知らせがあったんですが、これについて何か。

塩原（俊）委員 ちょっといいですか。

議 長 はい。

塩原（俊）委員 農協で出している営農計画書とダブったような形になっちゃうよね。そうなってくると、配付された人が混乱しちゃうんじゃないかなと思う。そこら辺のところ、どういうふうに……

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 まさにごもっともなご意見頂戴しているところなんですけれども、当初、それを避けるがために、営農計画書でずらしたというのが狙いだったんですけれども、これ、ずらさないでやったときに想定されることが、農協の、農協というか、市で出しているんですけれども、営農計画書、A3の封筒ですかね、でかい封筒。それで回収をかけるというときに、一番危惧するのが、その中に入れて提出しちゃうかという場合がございます。そうすると、集計が遅れるということは生じるんですが、回収ができないということは生じないもので、できる限り、中に返信用封筒を当初から入れますので、農協のものは役員さんが配付して回収していただくという方式ですが、私ども今考えているものは、郵送をして、返信用封筒あるいは電子的に回答してもらおうという、そういう方法ですので、回収率には問題ないんですが、回収時期が営農計画書と重なるという懸念は持っております。

議 長 そうのことだ。

議 長 小林さん。

小林農業委員 印刷し直すということだけれども、問合せの電話番号が基本的に違うということでしょう。それは電話番号にかければ通じないのか。
それとか、訂正の何か紙というか、そういうのを一緒に何かの方法で送るというのは駄目なの。

議 長 望月さん。

望月（農政課）主任 今、間違えて記載されている番号が携帯の番号なんですけれども、そこにかけると、全然関係ない個人の携帯電話にかかってしまうんですよ。なので、ちょっとそこ、上からシール貼ったりとか訂正文とかということができなくて、刷り直しになってしまうんです。

久保農業委員 望月さんね、冗談で言うと、借りればいいだけだけのこと。望月さんが金払って。まあいいけれどもね、そっちがやることだからね。そのくらいの

知恵は回らなかったの。まあいいわ、冗談だ。

いや、できるよ。私は金もらったらやるよ。いいよって貸してやるよ。

議 長 中川さん。

中川農業委員 1月16日には必ず出してください。というのは、ほぼ1年前ね、1年前のこの地域計画のアンケートどうのこうのでは、今年の6月、7月ぐらいに発送して、集計して、それで今頃ですよ。今頃、ちゃんともう地図に落とし込まれて、私どもの地域の話で見れば、さあ、こういうように落とし込まれてきたところ、これからどうしようか。何か補助金の申請するならば、さあ、こういう地域をどうしようかというの、まさに今だよ。今から私どもの地域で考えようかというふうに1年前には思っていたんだよね。だけれども、結果どうなのといったら、今年過ぎてもまだアンケート出してないって、ちょっと困るんだよね。困る。なので、1月16日、必ず出してください。

それと、その集計でいろいろありますよね。これも5月なんてのんきなこと言っていないで、3月、もう年度内やるくらいのつもりで当たってほしいんだよね。現場が困るんだよ。現場が困るの。

アンケートを出すことが目的なんじゃなくて、それ、手段なんですね、手段。目的は、こういうふうに色分けしたところをどうしようかって地域が考えて、それをどうするのか、それが目的なんだよね。アンケートってあくまでも手段なんだよ。そこのところを間違えないで、必ずやってください。お願いします。

議 長 いいですかね。今発言を踏まえた中で対応を取っていただくということで、念を押しておきます。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
そういうことでお願いいたします。
続きまして、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆さん、日頃お世話になっております。松本農業農村支援センターの山戸と申します。

私のほうからは、令和7年12月委員会定例総会資料というものについて、ちょっとお話しさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず1つ目なんですけれども、こちら、前回、11月にも掲載させていただいた内容を再掲載という形で情報提供させていただきました。なぜかといいますと、かなり全国でも、もう今、30という地域で特殊報が出るよ

うな状況になっておりまして、実はもうこの松本管内でも成虫が見つかったというところがあります。

今後、剪定するときに、剪定作業あるかと思いますが、その剪定の指導会等でもお話があるかと思うんですけれども、見つけたときに、こちら、3ページの、今、産卵痕のようなもの木についているような時期になってきます。こちら、大体成人の方の目の高さぐらいの付近にあるということで、軟らかい枝につきやすいという状況ですので、見つけましたら、必ず焼却してほしいということで、よろしくお願いします。再度点検ということで、よろしくお願いいたします。

次、4ページなんですけれども、令和7年度の里親農業者研修会というのが開催されます。

こちらなのですが、1月23日に松本合同庁舎で行われるのですが、既に里親登録されている方も農業委員会の方、多くいらっしゃるかと思います。この研修を受けていただかないと、里親の登録の更新というものができないことになりますので、忘れずに更新といいますか、研修に出ていきたいということと、また新たに里親になりたいという方おりましたら、私どものほうに連絡、1月9日ぐらいまでにさせていただくとともに、この研修に参加していただくというのが要件になってきますので、ぜひ里親になりたいな、またはこの人を人材育成といいますか、新しい農家さん育てるのに、この人になってもらったらいいんじゃないのかなというような方いましたら、ぜひともお声がけいただいて、私どものほうに情報をつないでいただければと思います。

次に、3番、令和7年度農業農村支援センター普及活動成果交換会についてということで、5から6ページになるんですけれども、こちら、毎年行っているんですけれども、2月6日に10時から長野県の塩尻のほうの総合教育センターで開催します。農業農村支援センターが実施した調査研究、様々な品目について調査した内容等を発表する場になっております。皆様の活動、農業の参考になるような情報もあるかと思いますので、お時間ありましたら、ぜひ参加していただいて、情報交換ですとかにお役立ていただければと思います。

4つ目なんですけれども、すみません、これ、「令和7年度」って書かれているんですけれども、新たにちょっと、これまで信州農業生産力強化対策事業のチラシですとかホームページがちょっとあまり整っていなかったということで、このようなチラシの作成ですとかが進みましたので、まだ来年度の事業の内容については、詳細が2月頃に詳しく出てくるということなんですけれども、皆さん、ぜひいろいろな事業に使える内容になっておりますので、こういうものがあるんだなというふうに頭に置いていただいて、2月になりましたら、令和8年度の要望調査ですとか、要望調査はまだ始まらないんですけれども、新しい令和8年度の内容のホームページへの掲載ですとか、要望調査等始まってきますので、ぜひとも活用ですとかをご検討いただければと思います。

また、これにちょっと書き損ねてしまったんですけれども、1月15日に

青年農業者交流会というものが開催されまして、新規就農者の方ですとか、現在もし里親研修ですとか、研修を受けている方を見ているような方おりましたら、うちのほうからも声かかっていると思うんですけれども、農業者、若い農業者の集まりとなりますので、通知必ず行っているかと思えますので、そういうのがあるらしいので、ぜひ参加しなということで、お声をおかけしていただければと思います。

以上となります。

最後なんですけれども、今年1年本当にお世話になりました。引き続きよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局から連絡事項をお願いします。

丸山さん。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。

現在、松本市のホームページに掲載しております農地の売買、貸借情報について連絡です。

以前まで掲載希望農地の地番や面積等を記載した表のみの掲載でございましたが、この農地をグーグルマップ上に表示して、目で見ても分かりやすくなるように改善いたしました。

詳細につきましては、本日お配りしたカラー印刷された資料に記載のとおりです。また皆様お時間あるときにホームページをご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。いいことは即やってもらって、助かります。

ほかに事務局から。

草田係長

本日配付しました追加資料は、各地区でお持ち帰りいただきたいと思えます。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

お車でお越しの委員の方は、無料処理をしてお帰りください。

以上です。

議 長

委員の皆様で何かこの機会に発言あったら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

それと、昭和１００年、皆さんお世話になりました。課題事項もいろいろありますので、頑張って皆さんの協力の下に前へ進むような努力をしていきたいと思います。昭和１００年、お疲れさまでした。

昭和１０１年、バーデン・バーデンで皆さんで祝杯を上げましょう。

それでは、陳腐ですが、よいお年をお迎えください。

本日はご苦労さまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 １０番

議事録署名人 １１番
